

○資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について

昭和55年11月4日 文管企第250号
文部大臣所轄各学校法人理事長あて 文部省管理局長通知

このことについて、昭和55年10月28日に学校法人財務基準調査研究会から別添のとおり報告を受けましたので通知します。

ついては、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に従って会計処理を行う場合における資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について、この報告の趣旨に基づき、下記の点に御留意の上、処理されるよう願います。

なお、これに伴い「資金収支内訳表について」（昭和47年4月26日付け文管振第93号管理局長通知）の記の2の（4）及び（別表）は、削除し、適用しないこととしましたので御承知願います。

記

- 1 報告別紙Aの1の（別表）配分計算例の株式は、例示であって計算過程の手順が同様であるならば、必ずしもこの様式に合致する必要はないこと。
- 2 報告別紙Aの1の（6）の「資金収支内訳表と一体として保存する」基礎資料は、学校法人において保管し、所轄庁において別段の指示がない限り、財務計算書類の添付資料として届出する必要はないこと。

（別添）資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（報告）

昭和55年10月28日
学校法人財務基準調査研究会

資金収支内訳表については、昭和47年4月26日付け文管振第93号「資金収支内訳表について（通知）」によって処理されているところであるが、当調査研究会において検討した結果、資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について共通の取扱いによる会計処理を行うことが適当であると思料される点につき、別紙の通り結論を得たので報告します。

（別紙）資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について

A 資金収支内訳表について

1. 各部門への計上及び配分

- （1）特定の部門（学部・学科等に細分される場合は、当該部門の学部・学科等とする。）のものとして把握できる収入額及び支出額については、当該部門、学部・学科等へ直接計上する。
- （2）各学部間又は各学科間等に共通する収入額及び支出額については「大学共通」又は「短大共通」等の欄を設け、各科目ごとにその金額を計上することとし、2以上の部門に共通する収入額及び支出額については「部門共通」の欄を設け、各科目ごとにその金額を計上する。（別表配分計算例その1参照）
- （3）1の（2）により計上した共通の欄の金額は、次の方法により関係部門、学部・学科等へ各科目ごとに配分するものとする。その配分は、当分の間原則として当該関係部門、学部・学科等における在学者数、教（職）員数、使用時間又は使用面積等（以下「在学者数等」という。）妥当と考えられるものの比率による。
なお、この場合配分の基準の選択に当たっては、いたずらに計算が複雑とならないよう留意することも必要である。
- ① 「部門共通」に計上した各科目ごとの金額は、まず在学者数等の比率により関係部門に配分する。当該部門に複数の学部・学科等を置く大学・短大等にあつては、配分額を「大学共通」、「短大共通」等に計上するものとする。なお、配分の基準を「配分方法」の欄に注記する。（別表配分計算例その2参照）
- ② 「大学共通」、「短大共通」等に計上した金額の学部・学科等への配分は、①の処理が終了した後、各科目ごとに配分する。なお、配分の基準を「配分方法」の欄に注記する。（別表配分計算例その3参照）
- （4）1の（3）の方法により配分できない「部門共通」の収入額又は支出額がある場合は、各部門、学部・学科等の収入額又は支出額の合計額の比率により各科目ごとに配分する。なお、配分の基準を「配分方法」の欄に注記する。（別表配分計算例その4参照）
- （5）配分の方法は、特別の理由がない限り、毎年度継続して同一方法により行うものとする。
- （6）配分の計算過程を明示する諸表及び配分の基準とした在学者数等の基礎資料は、資金収支内訳表と一体として保存するものとする。

2. 人件費支出の取扱い

- （1）教（職）員人件費支出については、各部門、学部・学科等のいずれの教（職）員として発令されているかにより計上する。発令の内容によりいずれの部門、学部・学科等の教（職）員であるか明らかでない場合は、主たる勤務がいずれであるかにより計上する。
- （2）「学校法人」部門の職員人件費支出については、2の（1）の取扱いにかかわらず、「学校法人」部門の職員として発令されている者のうち主として3の（1）に掲げる業務に従事する職員についてのみ「学校法人」部門に計上する。その他の職員に係る人件費支出は主として行う業務の所属するそれぞれの部門、学部・学科等に計上する。

- (3) 医・歯学部及び附属病院の教員人件費支出のうち臨床系教員の人件費支出については、2の(1)の取扱いにかかわらず、授業科目を担当する教員に係る人件費支出を学部に計上し、その他の教員の人件費支出を附属病院に計上する。

3. 「学校法人」部門の取扱い

- (1) 「学校法人」部門の業務の範囲は、次に掲げる業務とする。

- ア 理事会及び評議員会等の庶務に関すること
- イ 役員等の庶務に関すること
- ウ 登記、認可、届出その他の法令上の諸手続きに関すること
- エ 法人主催の行事及び会議に関すること
- オ 土地の取得又は処分に関すること（他の部門の所掌に属するものを除く。）
- カ 法人運営の基本方針（将来計画、資金計画等）の策定事務に関すること
- キ 学校、学部・学科（学部の学科を含む。）等の新設事務に関すること
- ク その他「学校法人」部門に直接かかわる庶務・会計・施設管理等に関すること
- ケ 他の部門の業務に属さない事項の処理に関すること

- (2) 「学校法人」部門に直接計上する収入額又は支出額は、3の(1)に掲げる業務の運営に必要な収入額又は支出額で次に掲げるものとする。

ア 収入

- (ア) 「学校法人」部門の業務の運営に必要な建物、設備に係る使用料収入及び資産売却収入並びに「学校法人」部門の業務の運営に関連して生ずる雑収入
- (イ) 土地の処分等に係る売却等収入（他の部門に属するものを除く。）
- (ウ) 「学校法人」部門の業務に係る支出に充てるものとして収受された寄附金収入、借入金等収入
- (エ) 「学校法人」部門の業務に係る支出に充てるものとして収益事業会計から繰入れられた収入
- (オ) イの(ア)～(ク)の支出に充てるものとして運用している預金・有価証券等に係る受取利息、配当金収入及び当該有価証券売却収入
- (カ) 学校、学部・学科（学部の学科を含む。）等の新設に係る支出に充てるものとして収受された寄附金収入等

イ 支出

- (ア) 学校法人の役員等の報酬等の支出
- (イ) 理事会及び評議員会等の開催経費の支出
- (ウ) 主として「学校法人」部門の業務に従事する職員の人件費支出
- (エ) 「学校法人」部門の業務の運営に必要な建物・設備の取得・保全に係る支出
- (オ) 土地の取得又は保全に係る支出（他の部門に属するものを除く。）
- (カ) 「学校法人」部門の業務に係るものとして運用している借入金等の利息支出及び返済支出
- (キ) 学校、学部・学科（学部の学科を含む。）等の新設に係る支出
- (ク) その他3の(1)に掲げる業務の運営に直接必要な支出

B 消費収支内訳表及び人件費支出内訳表について

消費収支内訳表及び人件費支出内訳表については、資金収支内訳表の処理に準じて行うものとする。

(別表) 資金収支内訳表の各部門への配分計算例 省略

資金収支内訳表の各部門へ配分計算例(別紙)の説明

1. 例示の学校法人の概要は次のとおり仮定した。

学校種別等	学部・学科名	在学者数	教員数	職員数	校舎使用面積
(何) 大学	A 学部	672人	150人	72人	m ²
	B 学部	514	65	42	
	計	1,186	215	114	
(何) 短期大学	C 科	245	41	22	
	D 科	174	32	17	
	計	419	73	39	
(何) 高等学校		654	38	13	29,751
附属病院		—	48	741	35,893
法人事務局		—	—	4	1,133

合 計	2,259	374	911	150,882
-----	-------	-----	-----	---------

(注) (1) 体育施設、講堂は大学及び短期大学の間で共用しているが、上の表の校舎使用面積には含まれていない。

(2) 法人事務局は大学の研究・講義棟に所在する。

2. この計算例では光熱水費支出及び借入金利息支出をとりあげた。

3. 計算例その1

(1) 光熱水費支出

光熱水費支出は大学のA学部及びB学部の共通費34,775,000円、短期大学のC科とD科の共通費3,581,000円、高校2,343,000円、病院211,729,000円、部門共通18,540,000円、総額270,968,000円である。部門共通に計上した18,540,000円の内訳は学校法人事務局が大学の研究・講義棟内におかれていることによる共通費8,322,000円及び体育施設・講堂を大学と短期大学で共用していることによる共通費10,218,000円である。

(2) 借入金利息支出

借入金利息支出は、大学のA学部86,187,000円、病院264,277,000円及び各部門に共通する部門共通費77,017,000円、総額427,481,000円である。

部門共通に計上した77,017,000円の内訳は大学・短期大学・高校等の教職員宿舎建設のための借入れに伴う利息支出29,693,000円及び運転資金の借入れに伴う利息支出47,324,000円である。

4. 計算例その2

(1) 光熱水費支出

ア 学校法人と大学の共通費8,322,000円は、この例では使用面積の比率によりそれぞれの部門へ配分した。配分方法の欄に「使用面積」と記入する。配分額は、学校法人166,440円、大学共通8,155,560円となる。

イ 大学と短期大学の共通費10,218,000円は、この例では在学者数の比率によりそれぞれの部門に配分した。配分方法の欄に「在学者数」と記入する。配分額は大学共通7,551,102円及び短大共通2,666,898円となる。

ウ 以上により部門共通に計上された光熱水費支出は全額各部門に配分されることになり、配分額を加算した結果は、学校法人166,440円、大学共通50,481,662円、短大共通6,247,898円となる。

(2) 借入金利息支出

ア 部門共通に計上した借入金利息支出のうち、教職員宿舎建設に伴う利息支出29,693,000円については、この例では、各部門の教職員数の比率によりそれぞれの部門に配分した。配分方法の欄に「教職員数」と記入する。配分額は、学校法人86,079円、大学共通7,601,408円、短大共通2,583,291円、高校1,187,720円、病院18,231,502円となる。従って病院については計算例その1で計上した金額264,277,000円に18,231,502円を加算した金額282,508,502円が計上される。

イ 運転資金の借入れに伴う利息支出47,324,000円は、在学者数等により配分することはこの場合適当でないと仮定し、計算例その4の特例により配分することとした。(運転資金の借り入れに伴う利息支出の配分はすべてこのように行う必要はない。)

5. 計算例その3

(1) 大学共通に計上した光熱水費支出50,481,662円及び短大共通に計上した光熱水費支出6,247,898円をこの例では各学部・学科の在学者数の比率により配分した。配分方法の欄に「在学者数」と記入する。配分額はA学部28,623,102円、B学部21,858,560円、C科3,655,020円及びD科2,592,878円となる。

(2) 大学共通に計上した借入金利息支出7,601,408円及び短大共通に計上した借入金利息支出2,583,291円をこの例では教職員定数の比率によって各学部・学科に配分した。配分方法の欄に「教職員数」と記入する。配分額はA学部5,130,950円、B学部2,470,458円、C科1,454,393円、D科1,128,898円となる。従って、大学A学部は計算例その1で学部直接計上した金額86,187,000円に5,130,950円を加算した金額91,317,950円が計上される。

6. 計算例その4

(1) 計算例その1～3により各共通欄に計上した金額の大部分は、関係部門、学部・学科に配分されるが、在学者数等の比率によって配分できないもの、又は当該収入又は支出の性質からみて、これらの比率を採用することが不相当と思われるものについては例外的に各部門、学部・学科等の収入額又は支出額の合計額の比率によって配分することができる。

(2) 部門共通に計上した借入金利息支出47,324,000円は、各部門、学部・学科の支出の合計額の比率によりそれぞれの部門に配分した。配分方法の欄に「特例による配分」と記入する。この場合、各部門、学部・学科等の支出の合計額は、学校法人部門10,691,212円、A学部2,222,208,186円、B学部603,514,666円、C科258,705,550円、D科157,302,857円、高校18,509,027円、病院5,321,602,502円、総額8,592,534,000円として各支出の合計額の比率により配分した。配分額は、学校法人47,324円、A学部12,256,916円、B学部3,312,680円、C科1,419,720円、D科851,832円、高校94,648円、病院29,340,880円となり、当該配分額を加算した結果は学校法人136,403円、A学部103,574,866円、B学部5,783,138円、C科2,874,113円、D科1,980,730円、高校1,282,368円及び病院311,849,382円となる。

7. 以上の計算を終了して学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第2号様式となる。

(各都道府県知事あてにも同趣旨を通知)

○資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について

昭和55年11月4日 文管企第250号
各都道府県知事あて 文部省管理局長通知

このことについて、昭和55年10月28日に学校法人財務基準調査研究会から別添のとおり報告を受けましたので通知します。

ついては、貴所轄学校法人において、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に従って会計処理を行う場合における資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について、下記の点に御留意の上、この報告の趣旨に基づいて処理されるよう御指導願います。

なお、これに伴い「資金収支内訳表について」（昭和47年4月26日付け文管振第93号管理局長通知）の記の2の（4）及び（別表）は、削除し、適用しないこととしましたので御承知願います。

記

（以下省略）

その2

「部門共通」計上した金額を在学者数等の比率で配分し、「大学共通」、「短大共通」等の欄に計上する。

(単位：円)

部門 科目	学校法人	(何) 大 学					(何) 短 期 大 学					(何) 高等学校	(何) 病 院	各 部 門 合 計	部 門 共 通		総 額		
		A 学 部	B 学 部	大 学 共 通		計	C 科	D 科	短 大 共 通		計				計	計		計	配 分 方 法
				計	配 分 方 法				計	配 分 方 法									
管理経費支出	××××	××××	××××	××××		××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××		
光熱水費支出	(+166,440) 166,440			(+8,155,560) (+7,551,102) 50,481,662		50,481,662			(+2,666,898) 6,247,898		6,247,898	2,343,000	211,729,000	270,968,000	(-8,322,000) (-10,218,000) 0	使用面積 在学者数	270,968,000		
借入金等 利息支出	××××	××××	××××	××××		××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××		
借入利息支出	(+89,079) 89,079	86,187,000		(+7,601,408) 7,601,408		93,788,408			(+2,583,291) 2,583,291		2,583,291	1,187,720	(+1,187,720) (+18,231,502)	282,508,502	380,157,000	(-29,693,000) 47,324,000	教職員数	427,481,000	
計	××××	××××	××××	××××		××××	××××	××××	××××		××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××		

(注) 表中の () 内の金額は、部門共通に計上した金額を大学共通、短大共通等に配分する際の部門共通の減となる額、大学共通、短大共通の増となる額を表わすもので、() 外金額はその増額の結果を示すものである。

その3

「大学共通」及び「短大共通」に計上した金額を在学者数等の比率で配分し、各学部・学科に配分する。

(単位：円)

部門 科目	学校法人	(何) 大 学					(何) 短 期 大 学					(何) 高等学校	(何) 病 院	各 部 門 合 計	部 門 共 通		総 額		
		A 学 部	B 学 部	大 学 共 通		計	C 科	D 科	短 大 共 通		計				計	計		計	配 分 方 法
				計	配 分 方 法				計	配 分 方 法									
管理経費支出	××××	××××	××××	××××		××××	××××	××××	××××		××××	××××	××××	××××	××××		××××		
光熱水費支出	166,440	(+28,623,102) 28,623,102	(+21,858,560) 21,858,560	(-50,481,662) 0	在学者数	50,481,662	(+3,655,020) 3,655,020	(+2,592,878) 2,592,878	(-6,247,898) 0	在学者数	6,247,898	2,343,000	211,729,000	270,968,000	-		270,968,000		
借入金等 利息支出	××××	××××	××××	××××		××××	××××	××××	××××		××××	××××	××××	××××	××××		××××		
借入金利息支出	89,079	(+5,130,950) 91,317,950	(+2,470,458) 2,470,458	(-7,601,408) 0	教職員数	93,788,408	(+1,454,393) 1,454,393	(+1,128,898) 1,128,898	(-2,583,291) 0	教職員数	2,583,291	1,187,720	282,508,502	380,157,000	47,324,000		427,481,000		
計	××××	××××	××××	××××		××××	××××	××××	××××		××××	××××	××××	××××	××××		××××		

(注) 表中の()内の金額は、大学共通及び短大共通に計上した金額を各学部・学科に配分する際の大学共通、短大共通の減となる額、各学部・学科の増となる額を表わすもので()外金額はその増減の結果を示すものである。

その4

(単位:円)

部門 科目	学校法人	(何) 大 学				(何) 短 期 大 学				(何) 高等学校	(何) 病 院	各 部 門 合 計	部 門 共 通		総 額		
		A 学 部	B 学 部	大 学 共 通		計	C 科	D 科	短 大 共 通				計	計		配分 方法	
				計	配分 方法				計								配分 方法
管理経費支出	××××	××××	××××		××××	××××	××××		××××	××××	××××				××××		
光熱水費支出	166,440	28,623,102	21,858,560		50,481,662	3,655,020	2,592,878		6,247,898	2,343,000	211,729,000		-	-	270,968,000		
借入金等 利息支出	××××	××××	××××		××××	××××	××××		××××	××××	××××				××××		
借入金利息支出	(+47,324) 136,403	(+12,256,916) 103,574,866	(+3,312,680) 5,783,138		109,358,004	(+1,419,720) 2,874,113	(+851,832) 1,980,730		4,854,843	(+94,648) 1,282,368	(+29,340,880) 311,849,382		(-47,324,000) 0	特別に よる配分	427,481,000		
計	××××	××××	××××		××××	××××	××××		××××	××××	××××		0	-	××××		

(注) 表中の()内の金額は、部門共通に計上した金額を各部門、学部・学科等に配分する際の部門共通の減となる額、各部門、学部・学科の増となる額を表わすもので、()外金額はその増減の結果を示すものである。